

(財) 社会福祉振興・試験センター
理事長 田中 敏雄 様

社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の 合格発表日の繰上げについて（要望）

貴職におかれましては、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の円滑な実施についてご努力されていることに敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げます。

このたび、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験合格者を採用している、行政、福祉団体、医療機関、企業等の関係者から、国家試験の合格発表を早めて欲しいとの強い要望がありますので、次によりその実現を図って頂きたくお願ひ申し上げます。

1. 要望事項

社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験が、平成22年1月から新しいカリキュラムで実施されますが、この機会により今後の国家試験の合格発表を現行より1か月程度早めて下さい。

2. 要望理由

(1) 福祉・医療関係事業を行っている企業等では、福祉等専門教育を受けた新卒業者等を毎年早い時点で採用内定し、4月1日に正式採用してそれぞれの部署に配属をしていますが、内定者が国家試験に不合格となった場合、その者の配属先の決定に苦慮している実態にあります。

そのようなことから、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の合格発表を、例年の3月末日頃より早めていただくことで、不合格者についても採用内定取消し等を行うことなく、適性のある配属先の選定が容易となります。

(2) このたびの「社会福祉士及び介護福祉士法」の20年ぶりの改正により、専門性の高い養成教育と職域の拡大が大幅に図られました。その結果、今後において専門性の高い多くの分野の職域に福祉等専門職として採用される可能性が大きくなりますことから、それらに適切に応えられるようになります。

参考1：国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターに勤務する医療ソーシャルワーカーの任用基準については、社会福祉士及び精神保健福祉士を充てることとされていること。

(平成15年3月26日各地方厚生(支)局長、各国立高度専門医療センター総長
あて厚生労働省健康局国立病院部長通知)

参考2：第20回社会福祉士国家試験の合格率30.6%（受験45,324名、合格13,865名）
第10回精神保健福祉士国家試験の合格率60.4%（受験7,365名、合格4,456名）

平成20年6月12日

(社) 日本社会福祉士会 会長 村尾俊明
(社) 日本精神保健福祉士協会 会長 竹中秀彦
(社) 日本医療社会事業協会 会長 笹岡真弓

(社) 日本社会福祉士養成校協会 会長 白澤政和
(社) 日本社会福祉教育学校連盟 会長 大橋謙策
日本精神保健福祉士養成校協会 会長 谷中輝雄